

評価単位の重量上限の見直しについて

No.	Page	質問・コメント等
2	添付書類 P4-1 (評価単位)	評価単位の重量上限について、1.6 トン収納重量の目安としているが、1.6 トン以上を収納した場合の扱いが不明瞭なので、明確となるような記載を追記すること。

審査基準の要求事項として評価単位重量を 10 トン以下と記載し、10 トン以下となることの蓋然性を示すために、現場の運用では 1.6 トンを目安とすることを記載した。

しかしながら、再検討した結果、測定装置付属の測定容器搬送コンベヤ及び測定容器の仕様（重量上限）を考慮し、評価単位重量を 1.6 トン以下とする。今回の認可申請書への記載案は本回答書 P2 に示す。

<補足>

- ・今回の認可申請書への記載案において、評価単位の重量上限である 1.6 トンの根拠については、前回の認可申請書でも同様であることから、明確化という位置づけで添付書類に記載したい。

以上

(参考) 評価単位重量上限の変更に伴う記載内容の修正箇所及び修正案について

評価単位重量上限の変更に伴う記載内容の修正箇所及び修正案を以下に示す。

【本文 P13】

2. 評価単位

- ・「評価単位」は、 $\Sigma D/C$ (評価対象核種) が 1 以下であることを判断する範囲であり、測定容器内の占有容積部分とする。
- ・「評価単位」の重量は 1.6 トン以下とし、測定容器に収納した放射能濃度確認対象物の重量を測定することにより求める。

【本文図表-2】

<評価単位>

- ・「評価単位」は、 $\Sigma D/C$ (評価対象核種) が 1 以下であることを判断する範囲である。
- ・「評価単位」の重量は 1.6 トン以下とする。

【本文図表-3】

「評価単位」	測定容器内の占有容積部分 (8 個のブロックを 1 組)
「測定単位」	測定容器内の占有容積部分を 仮想的に 8 分割した各ブロック
評価単位重量	1.6 トン以下

【添付書類 P4-1】

2. 評価単位の設定・運用

- ・「評価単位」は、 $\Sigma D/C$ (評価対象核種) が 1 以下であることを判断する範囲であり、測定容器内の占有容積部分とする。
- ・「評価単位」の重量は、測定装置付属の測定容器搬送コンベヤ及び測定容器の仕様(重量上限)を考慮し、1.6 トン以下とし、測定容器に収納した放射能濃度確認対象物の重量を重量計を用いて測定することにより求める。

【添付図表 6-2】

パラメータ (±は製作寸法公差)		設定根拠
A : 縦幅	1,245±3 mm	測定容器内寸法。 各「測定単位」の縦幅はAの1/2とした。
B : 横幅	1,245±3 mm	測定容器内寸法。 各「測定単位」の横幅はBの1/2とした。
H : 高さ	936mm 以下	測定容器底面から充填物の最高点とする。 各「測定単位」の高さはHの1/2とした。
L0 : 距離	119±6 mm	設計図書を基に設定した。
L1 : 距離	測定容器 (トレイ型) : 617±4 mm 測定容器 (標準型) : 930±4 mm	Ge 半導体検出器の高さを基に設定した。 測定容器の種類に応じて2段階設定する。
L2 : 距離	127±3 mm	設計図書を基に設定した。
L3 : 距離	Ge 半導体検出器表面から 結晶中心までの距離	Ge 半導体検出器固有の値を設定する。
W : 収納物重量	1.6 トン以下	測定装置付属の測定容器搬送コンベヤ及び 測定容器の仕様 (重量上限) を考慮し、1.6 トン以下とする。
ρ : 嵩密度	7.9 g/cm ³ 以下	通常の収納ケース : 収納物重量 (W) / 占有容積 (A×B×H)。 不均一な収納ケース : 主要収納物の重量/主要対象物の占有容積
T : 測定容器 底面厚み	測定容器底面 : 4.5±0.45 mm (設計値)	測定容器の設計情報に基づき設定した。 詳細は「(添付 6) 図-1 (4/4)」のとおり。

以上